

入札公告

平成30年9月14日

次のとおり一般競争入札に付します。

広島市水道事業管理者
広島市水道局長 野津山 宏

1 一般競争入札に付する事項	<ol style="list-style-type: none">(1) 件名 鋳鉄くず等の売払(2) 規格等 仕様書による(3) 引取期限 契約締結の日から平成30年10月31日(水)まで(4) 引取場所 広島市中区南千田西町12番7号 広島市水道局資材管理所(5) 入札区分 本件は、紙入札案件である。(6) 入札方式 本件は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。(7) 入札方法 ア 入札金額は、総価を記載すること。 イ 落札決定に当たっては、入札金額にその100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
2 入札参加資格	<ol style="list-style-type: none">(1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市水道局契約規程(以下「規程」という。)第4条の規定に該当しない者であること。(2) 広島市競争入札参加資格「平成29・30・31年」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負並びに役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。)の提供」の「物品の売買、借入れ、修繕及び製造の請負」において「14-01 不用品の売払い」に登録している者であること。(3) 入札公告の日から開札日までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市水道局の指名停止措置若しくは競争入札参加資格の取消しを受けていないこと。(4) 広島県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。(5) 後記8(6)により行う現地説明に参加し、「誓約書」を提出している者であること。(6) 古物商の許可を得ており、金属屑業の届出をしている者であること。(7) 次に掲げる書類を、提出期限までに提出できる者であること。<ul style="list-style-type: none">・一般競争入札参加資格確認申請書・古物商の許可を得ていることが確認できる書類・金属屑業の届出をしていることが確認できる書類
3 開札日時及び場所	<ol style="list-style-type: none">(1) 日時 平成30年9月28日(金) 午前10時(2) 場所 広島市水道局基町庁舎10階入札室(3) 入札回数 入札回数は、3回までとする。(4) 入札書の提出方法 持参。なお、郵送、電送その他の方法は認めない。(5) 開札 ア 入札参加者は開札に立ち会うこと(立ち会うことができる者は、1者につき1名とする。) イ 開札の結果、予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札書を提出した者があるときは、落札者の決定を保留し、当該者を落札候補者とする。 ウ 落札候補者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、開札後直ちに、くじ引きにより落札候補者を決定する。この場合において、くじ引きをしない者がある場合には、当該入札事務に関係のない職員がその者に代わってくじ引きを行う。

4 仕様書等	<p>(1) 仕様書等の入手方法 (公告日からダウンロード) 広島市水道局のホームページ (http://www.water.city.hiroshima.jp/) のトップページ右上の「契約情報」→「発注見通し・入札公告・入札結果」→広島市調達情報公開システムに掲載されない入札公告等の「平成30年度案件」からダウンロードできる。</p> <p>(2) 仕様書の問合せ先 広島市水道局財務課契約係 082-511-6826 (直通)</p>
5 一般競争入札参加資格確認申請書等の提出	<p>落札候補者となった者は、前記2(7)に掲げる書類(以下「資格確認申請書等」という。)を持参により提出するものとする。</p> <p>(1) 提出先 広島市水道局財務課契約係</p> <p>(2) 提出部数 1部とする。</p> <p>(3) 提出期限 開札日の午後5時まで。 なお、提出期限までに提出できない場合は、その者のした入札を無効とする。</p> <p>(4) その他 入札参加者は、資格確認申請書等を前記(3)の提出期限までに提出できるよう準備しておくこと。なお、書類の提出にあたっては、次の事項に従うものとする。</p> <p>ア 提出書類は、提出者において作成する。</p> <p>イ 提出書類の作成に要する費用は、提出者の負担とする。</p> <p>ウ いったん受領した書類は返却しない。</p> <p>エ 原則として、いったん受領した書類の差替え及び再提出は認めない。</p> <p>オ 入札者が、自己に有利となることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと調査に基づき判断される場合には、評価の対象としない。</p>
6 一般競争入札参加資格の確認	<p>一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、前記5により提出された資格確認申請書等により確認する。ただし、落札候補者が、開札日以後、落札者の決定までの間に前記2(2)の広島市水道局の競争入札参加資格の取消し若しくは指名停止措置を受け、又はその他一般競争入札参加資格を満たさなくなったときは、その者のした入札を無効とする。</p>
7 落札者の決定方法	<p>前記6により一般競争入札参加資格を有すると認識され、本件公告に示した契約を履行できると本局が判断した場合は、落札候補者を落札者として決定する。</p>
8 その他	<p>(1) 入札保証金 免除 ただし、落札決定後に落札者が、契約の辞退をするなど契約を締結しないときは、規程第4条により3年間の資格取消を行う。また、契約予定金額に対する入札保証金相当額(5%)の損害賠償金を請求する。</p> <p>(2) 入札の中止等 入札参加者の行為等により入札の公正性に疑義が生じたときは入札を中止する。</p> <p>(3) 入札の無効 本件公告に示した競争入札参加資格のない者がした入札、資格確認申請書等に虚偽又は不正の記載をした者がした入札、2回目以降において前回の入札の最高金額以下の額である入札、その他規程第10条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。</p> <p>(4) 契約保証金 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、保険会社との間に広島市水道局を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき、契約締結時に売払代金が即納されたときは、契約保証金を免除する。</p> <p>(5) 契約書については、次のとおりとする。 ア 契約の相手方が決定したときは、本局が定めた日までに契約書の取り交わしをするものとする。 イ 落札者が前記アの期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。 ウ 契約書は2通作成し、本局及び落札者がそれぞれ各1通を保有する。 エ 契約書の作成に要する費用は、すべて落札者の負担とする。ただし、契約用紙は、本局が交付する。 オ 本契約は、本局が契約の相手方とともに契約書に記名して押印しなければ、確定しない。</p> <p>(6) 売払物品の現地説明 ア 日時 第1回 平成30年9月27日(木) 午前10時～午前11時 第2回 平成30年9月27日(木) 午後2時～午後3時 (いずれかの現地説明に1回だけ参加すること) イ 場所 広島市中区南千田西町12番7号 広島市水道局資材管理所 ウ 現地説明に参加していない者、誓約書の提出がない者がした入札は無効とするので、十分に留意すること。 エ 現地説明の日時の変更には応じない。 オ 天災地変があった場合などで、現地説明を行うことができないと判断した場合は、入札を中止することがある。その場合は広島市水道局のホームページに中止公告を掲載するので、確認すること。 カ 詳細は、「現地説明及び下見における注意事項」による。</p>